

人権労働方針

1. 人権の尊重

基本的人権を尊重し、性別、年齢、国籍、人種、民族、肌の色、宗教、信条、社会的地位、婚姻の有無、性的指向や性自認、病歴、ウイルス等への感染の有無、障がい等による差別的取り扱い、言動を行わない。

2. 児童労働、強制労働の禁止

自社のみならず取引先においても児童労働、強制労働を排除する。

3. 非人道的な扱いの禁止

職場において精神的・肉体的な虐待、強制、ハラスメントなどの非人道的な扱い、ならびにそのような可能性のある行為を行わない。

4. 適正な労働時間管理

活動する国や地域の法令に基づき労働時間・休日を定め、適切に管理する。

5. 適切な賃金

労働者に支払われる報酬は、最低賃金、残業代、および法的に義務付けられた手当や賃金控除を含め、適用されるすべての法令を遵守する。

6. 結社の自由と団体交渉権の承認

活動する国や地域の法令を遵守するとともに、労働環境や賃金水準などの労使間協議を実現する手段としての労働者の団結権を尊重する。

本方針は、2024年11月29日に承認され、代表取締役社長により署名されています。

入江株式会社
代表取締役社長
入江 一光